南砺市市有林林産物売払要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、南砺市の市有林から生ずる林産物の売払いに関し、南砺市財務規則（平成１６年南砺市規則第３５号）、南砺市普通財産の処分事務取扱要領（平成２７年南砺市訓令第５号）その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において「林産物」とは、市が所有する森林及び市行分収林の森林から生産される立木、素材、薪材及び特用林産物をいう。

　（売払い方法等）

第３条　林産物の売払いは、原則として一般競争入札により行うものとする。ただし、次の各号に該当する場合は随意契約で行うことができる。

（１）競争入札に付しても落札者がないとき。

（２）再度の入札に付しても落札者がないとき。

（３）予定価格が３００，０００円未満の売払いであるとき。

（売払林産物の数量及び評価の方法）

第４条　売払の対象となる林産物（以下「売払林産物」という。）の数量及び評価額は、市が実施する立木調査等の結果に基づき決定するものとする。

（入札参加資格）

第５条　林産物の売払いに係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加することができる者は、富山県内において木材、製材、特殊用材（集成材、木材チップ等）の生産又は販売を業とする者であって、南砺市普通財産の売払いに係る一般競争入札の実施に関する要綱（平成２７年南砺市告示第９８号）第４条各号に該当しないものとする。

（入札の公告）

第６条　入札の公告は、次に掲げる事項について、市報その他の方法により行うものとする。

（１）入札に付する物件の所在、樹種、本数、立木材積等

（２）入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（３）入札執行の場所及び日時

（４）入札に参加する資格のない者の行った入札及び入札の条件に違反した入札の無効に関する事項

（５）入札応募要領を示す場所

（６）入札保証金及び契約保証金に関する事項

（７）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（参加の申込み）

第７条　入札に参加しようとする者は、市有林林産物一般競争入札参加申込書（様式第１号）に必要事項を記載の上、市長が指定する期日までに次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

　（１）富山県木材組合連合会の発行する木材業者等登録証の写し又は過去２年以内の富山県内における営業実績を証する書類（決算書、木材取引に係る契約書等の写し）

（２）誓約書（様式第２号）

（３）参加者の所在地における市町村税の完納証明書又はこれに類する書類

（４）法人登記全部事項証明書（個人事業者の場合は世帯全員の住民票の写し）

（５）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

（予定価格）

第８条　入札に付する物件の予定価格は、第４条の評価額とする。

（入札保証金）

第９条　入札に参加しようとする者は、入札執行の前に予定価格（予定価格の公表がない場合は、入札しようとする額）の１００分の５以上の額の入札保証金を市長が指定する方法により納付しなければならない。

（入札保証金の還付）

第１０条　入札保証金は、入札終了後に入札参加者へ還付する。ただし、第１５条に規定する落札者に対しては、契約締結時に納付する契約保証金に充当する。

（入札の方法）

第１１条　入札に参加しようとする者は、入札書（様式第３号）に必要事項を記入し、住所及び氏名（法人にあってはその所在地、名称及び代表者氏名）を記載の上押印し、指定された日時及び場所に提出しなければならない。この場合において、代理人により入札するときは、委任状（様式第４号）を添付しなければならない。

（入札書の書換え等の禁止）

第１２条　入札を行った者は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することができない。

（開札）

第１３条　開札は、入札時刻の経過後直ちに、入札の場所において、入札を行った者を立ち会わせて行う。

（再度の入札）

第１４条　開札の結果、落札者がないときは、直ちに再度の入札を行う。

（落札者の決定）

第１５条　入札を行った者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最高の価格をもって入札を行ったものを落札者とする。

２　落札となるべき同価格の入札を行った者が２人以上ある場合においては、直ちに当該入札を行った者にくじを引かせて、落札者を決定する。

（契約の締結）

第１６条　落札者は、落札の決定の日から起算して７日以内（南砺市の休日を定める条例（平成１６年南砺市条例第２号）第１条に規定する市の休日を除く。）に所定の書式により売買契約を締結しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その期限を延長することができる。

２　落札者が前項の期限までに契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。この場合、入札保証金は市に帰属する。

３　市長は、落札者が契約を締結しないときは、次点者を落札者とすることができる。

（契約保証金）

第１７条　落札者（以下「買受人」という。）は、売買契約締結の際、第１０条に規定するとおり入札保証金と合算し、売買契約金額（以下「売買代金」という。）の１００分の１０以上の額の契約保証金を市長が指定する方法により納付しなければならない。

（売買代金の納付）

第１８条　買受人は、売買代金から契約保証金を差し引いた金額を、市が交付する納入通知書により売買契約の締結日から４０日以内に納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その期間を延長することができる。

２　市長は、買受人が前項の金額を納付しないときは、契約を解除することができる。この場合、契約保証金は市に帰属する。

　（物件の引渡し）

第１９条　市長は、買受人が売買代金の全部の納入を行った日から１５日以内に、買受人の立会いの上、売払林産物の引渡しを行うものとする。

２　買受人は、前項の規定により売払林産物の引渡しを受けたときは、遅滞なく、林産物受領書（様式第５号）を市長に提出するものとする。

　（かし担保責任）

第２０条　買受人は、売払林産物の売買契約締結後、当該売払林産物の採取箇所、面積、種類、材積、数量又は品質の差異、又は隠れたかしを発見しても売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、契約に特別の定めのある場合は、この限りでない。

　（搬出期間）

第２１条　売払林産物の搬出期間（以下「搬出期間」という。）は、当該売払林産物の引渡しを完了した日から起算して３年の範囲内で市長が定める。

　（搬出期間の延長等）

第２２条　買受人がやむを得ない理由により、搬出期間の延長を申し出たときは、市長は、これを延長することができる。

２　市長は、前項の規定により搬出期間の延長を承認したときは、その延長する期間の日数に売買代金の額の１０００分の１を乗じて計算した金額を遅延損害金として、買受人から徴収する。

３　市長は、買受人が第１項に規定する搬出期間の延長の承認を受けないで、搬出期間内に搬出を完了しなかったときは、その延長した日数に、売買代金の額の１０００分の２を乗じて計算した金額を遅延損害金として、買受人から徴収するものとする。

４　災害等買受人の責めに帰さない理由により搬出期間を延長する場合は、前項の規定は適用しないものとする。

　（搬出完了届の提出）

第２３条　買受人が搬出を完了したときは、遅滞なく市長に対し搬出完了届（様式第６号）を提出するものとする。

　（跡地検査）

第２４条　市長は、前条の搬出完了届の提出があったときは、直ちに買受人の立会いを求めて跡地検査を行うものとする。ただし、跡地検査をする必要がないと認めたときは、この限りでない。

（搬出未済林産物の帰属）

第２５条　市長が前条の跡地検査を行った土地に搬出未済の売払林産物があった場合は、当該林産物は、市に帰属させるものとする。

　（施設の設置）

第２６条　買受人は、その買い受けた売払林産物の伐採、搬出等のために、市長の指示を受けて、市有林野内に施設を設けることができる。

２　買受人は、前項の規定により設けた施設の使用が終わった場合には、市長が指定した期間内に、使用した土地を原状に回復しなければならない。ただし、契約に特別の定めがあるとき、又は市長の承認を受けたときは、この限りでない。

　（売払林産物の譲渡）

第２７条　買受人は、売払林産物の引渡しを受けた後において搬出未済の売払林産物を第三者に譲渡しないものとする。ただし、譲渡承認申請書（様式第７号）を市長に提出し、その承認を得た場合は、この限りでない。

　（契約の解除）

第２８条　市長は、買受人が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、契約の全部又は一部を解除し、これによって市が損害を受けたときは、買受人に対し、その損害の賠償を求めることができる。

（１）第２２条第２項及び第３項に規定する遅延損害金を納付しないとき。

（２）搬出期間中に林産物を搬出しないとき。

（３）その他契約で定める事項に違反したとき。

　（損害賠償）

第２９条　買受人は、売払林産物の採取又は運搬に当たり、市有林に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

　（その他）

第３０条　この要綱に定めるもののほか、林産物の売払いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

市有林林産物一般競争入札参加申込書

　　年　　月　　日

（宛先）南砺市長

　一般競争入札による南砺市市有林林産物の売却について、下記のとおり申し込みます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　<申込人>

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　<代理人>

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　職　　業

１．入札番号

２．案件名

<注意事項>

１　入札参加資格として、富山県内において木材、製材、特殊用材（集成材、木材チップ等）の生産又は販売を業とする者とします。

２　富山県木材組合連合会の発行する木材業者等登録証の写し又は過去２年以内の富山県内における営業実績を証する書類（決算書、木材取引に係る契約書等の写し）を添付してください。

３　誓約書（様式第２号）、参加者の所在地における市町村税の完納証明書又はこれに類する書類、法人登記全部事項証明書（個人事業者の場合は世帯全員の住民票の写し）を添付してください。

４　代理人による入札参加の場合には、必ず委任状（様式第４号）を添付してください。

５　法人名義で申し込まれる場合は、法人の代表者印を使用してください。

様式第２号（第７条関係）

誓　　約　　書

　　年　　月　　日

（宛先）南砺市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

私は、南砺市が実施する林産物の売却（一般競争入札）の申込みに当たり、下記の事項を誓約します。

１　契約を締結する能力を有しない者(成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人及び営業の許可を受けていない未成年者)及び破産者で復権を得ない者ではありません。

２　過去２年間、地方自治法施行令第１６７条の４第２項第１号から６号までの規定に該当

したことはありません。

３　現年度及び前年度の市町村税に滞納はありません。

４　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２

条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに

類する営業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）

第２条第２号から第４号まで及び第６号に該当する者ではありません。

５　市有林林産物を購入したときは、これを前項に該当する者に譲渡又は貸与することはありません。

６　入札に対し、入札物件、主な売買条件、入札説明等全て承知の上参加しますので、後日これらの事柄について南砺市に対し一切の異議及び苦情を申し立てません。

|  |
| --- |
| （参考）地方自治法施行令　第１６７条の４第２項  １号　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しく  は数に関して不正の行為をした者  ２号　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立  を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者  ３号　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者  ４号　地方自治法２３４条の２第１項 の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者  ５号　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者  ６号　前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代  理人、支配人その他の使用人として使用した者 |

様式第３号（第１１条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 入札書  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日  　　（宛先）南砺市長  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　㊞  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※印鑑証明書の印を使用してください。  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※代理人の場合は、委任状の印鑑を使用して  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ください。  　　　　下記のとおり入札します。  記  １．入札番号  ２．案件名  ３．入　札　金　額　（消費税及び地方消費税含む）   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | | 入札保証金額  (入札金額又は予定価格の5％以上の額) | | |  |  |  |  |  |  |  |  |   　<注意事項>  　 　金額の数字は、算用数字を使用してください。最初の数字の頭に「金」又は「￥」を記入してください。 |

様式第４号（第１１条関係）

委　　任　　状

代理人　　住所

　　　　　　　氏名

　私は、上記の者をもって代理人と定め、下記市有林林産物の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　代理人使用印

記

１．入札番号

２．案件名

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　申込人（委任者）住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

（宛先）南砺市長

<注意事項>

１　申込人（委任者）の印は、印鑑登録済の印を使用し、印鑑証明書を添付してください。

２　委任者が法人代表者で社内代理人の場合でも、委任状は必要です。

様式第５号（第１９条関係）

林　産　物　受　領　書

　　年　　月　　日

（宛先）南砺市長

買受人　　　住　所

　　商号又は名称

代表者

　年　　月　　日付で売買契約を締結した下記の林産物について、　　年　　月　　日に引き渡しを受けました。

記

１．所在地　　　　南砺市　　　　　　　　字　　　　　　　　　番地外

市有林　　　　　　　　林班　　　　　　　　小班

２．林産物の種類、数量等

　（１）入札番号

（２）林産物の種別

　（３）樹　　　 種

　（４）面 積　　 　 　　ha

　（５）数　　　 量 ｍ3

　（６）代　　　 金 円

様式第６号（第２３条関係）

搬　出　完　了　届

　　年　　月　　日

（宛先）南砺市長

買受人　　　住　所

　　商号又は名称

代表者

　年　　月　　日付で売買契約を締結した下記の林産物の搬出が終了したので届け出ます。

記

１．所在地　　　　南砺市　　　　　　　　字　　　　　　　　　番地外

市有林　　　　　　　　林班　　　　　　　　小班

２．林産物の種類、数量等

　（１）入札番号

（２）林産物の種別

　（３）樹　　　 種

　（４）面 　 積　　　　 　 ha

　（５）数　　　 量 　 ｍ3

　（６）代　　　 金 　 円

様式第７号（第２７条関係）

　　年　　月　　日

（宛先）南砺市長

譲 渡 承 認 申 請 書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　<譲渡人>

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　<譲受人>

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

所在地　　　　南砺市　　　　　　　　字　　　　　　　　　番地外

市有林　　　　　　　　林班　　　　　　　　小班

林産物の種類、数量等

　（１）入札番号

（２）林産物の種別

　（３）樹　　　 種

　（４）面 　 積　　　　　　　ha

　（５）数　　　 量 　 　　 ｍ3

　（６）代　　　 金 　 　 円

　（７）搬出期限　　　　　　 　　年　　月　　日

　　　年　　月　　日付で売買契約を締結した上記物件を下記条件承諾のうえ譲渡したいので承認願います。

記

1. 譲渡人が市に対して有する権利義務は、一切譲受人が継承する。
2. 譲渡人は、譲受人と連帯してこの責めに任ずる。
3. 譲渡を証する書類を添付すること。